様式第 12（第 20 条関係）

料金設定（変更）届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 16 条第１項の規定により、次のとおり一般信書便役務に関する料金の設定（変更）を届け出ます。

料金を適用する期間	
料金の種類	
料金の額及び適用方法	
実施予定日	
変更を必要とする理由	

注１　料金を適用する期間の欄には、限定する場合に限り記載すること。

２　料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金（以下「送達料金」という。）と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金（以下「付加料金」という。）とを区分して記載することとし、送達料金については、第 22 条に規定する大きさ及び形状の基準に適合する 25 グラム以下の信書便物（以下「定形信書便物」という。）の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。

３　料金の額及び適用方法の欄には、「重量別」、「大口割引」等の料金の計算方法、「紙製」、「窓付き封筒」等の信書便物の包装その他の形状の条件その他の料金の適用方法ごとに料金の額を記載すること。

４　定形信書便物の送達料金について第 22 条第１号並びに第２号イ及びロに規定する事項以外の信書便物の包装その他の形状の条件を定める場合は、定形信書便物の送達料金の適用方法に当該条件及び当該条件を定める理由を記載すること。

５　変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。